**大規模災害時における**

**民間賃貸住宅借上制度協力会員実施要綱**

（目的）

第１条　この要綱は、大規模災害時における民間賃貸住宅借上制度の趣旨に賛同する宅地建物取引業者や貸主、賃貸住宅管理会社が加入する協力会員制度を設置することで、制度の普及を図り、被災者に対し迅速に応急仮設住宅を提供する体制を整備することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）民間賃貸住宅借上制度（借上型応急仮設住宅）

　大規模災害時に、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく応急仮設住

宅として、県が借り上げた民間賃貸住宅を住居を失った被災者に提供するもの。

（２）協力会員

　　　大規模災害時における民間賃貸住宅借上制度の趣旨に賛同する宅地建物取引業者、貸主、賃貸住宅管理会社のことをいう。

（３）民間賃貸住宅借上げマニュアル

　　　民間賃貸住宅借上制度を円滑に実施するため、県が市町や不動産関係団体の意見を踏まえて策定したマニュアルのことをいう。（平成31年３月改訂）

（４）不動産関係団体

ア　公益社団法人香川県宅地建物取引業協会

イ　公益社団法人全日本不動産協会香川県本部

ウ　公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会香川県支部

エ　公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会香川県高松支部

オ　公益財団法人日本賃貸住宅管理協会香川県支部

（協力会員の役割）

第３条　協力会員は、民間賃貸住宅借上げマニュアルで定める役割を担うものとする。

（不動産関係団体による協力会員の募集）

第４条　不動産関係団体は、所属する会員に対し、協力会員の募集を行うものとす

る。

（協力会員の申込方法）

第５条　協力会員の申込手続きは、次のとおりとする。

（１）不動産関係団体の会員（次号に掲げる者を除く）は、別記様式１「協力会員

登録申込書」を所属する不動産関係団体に提出する。

（２）不動産関係団体の会員で、貸主（個人であって屋号や事務所を有しない者）は、別記様式２「協力会員登録申込書」を所属する不動産関係団体に提出する。

（３）不動産関係団体に所属しない者（次号に掲げる者を除く）は、別記様式３

「協力会員登録申込書」を県住宅課に提出する。

（４）不動産関係団体に所属しない者で、貸主（個人であって屋号や事務所を有しない者）は、別記様式４「協力会員登録申込書」を県住宅課に提出する。

２　不動産関係団体は、第１項第１号の申込に基づき、別記様式５「協力会員リス

ト」の作成と更新を行い、県住宅課に提出する。

３　不動産関係団体は、第１項第２号の申込に基づき、別記様式６「協力会員リス

　ト（貸主）」の作成と更新を行い、県住宅課に提出する。

４　県住宅課は、第１項第３号により提出された「協力会員登録申込書」に基づき、

「協力会員リスト」を作成する。

５　県住宅課は、第１項第４号により提出された「協力会員登録申込書」に基づき、

　「協力会員リスト」を作成する。

（協力会員リストの公表）

第６条　県住宅課は、前条第２項、第４項に基づく「協力会員リスト」を県のホー

ムページで公表する。

（登録の消除）

第７条　次に掲げる事項に該当するに至ったときは、登録が消除される。

（１）協力会員から登録消除の申出があったとき。

（２）宅地建物取引業者、貸主、賃貸住宅管理会社でなくなったことが判明したと

き。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は令和元年10月１日から施行する。